

高山市こども未来推進委員会設置要綱

令和 7 年 5 月 3 0 日決裁

(設置)

第 1 条 まちぐるみとなって笑顔のこどもを育むことにより、家庭の幸福、地域に暮らす全てのひとの持続的な幸福へとつなげ、未来が明るく広がるようなまちを挙げた取組みの推進を図るため、高山市こども未来推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 高山市こども未来計画（こども基本法（令和 4 年法律第 7 7 号）、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）ほか関連法に基づき策定する計画をいう。）の策定及び改定並びに推進及び評価に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 2 1 名以内をもって組織し、市職員及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) こども家庭に関する当事者
 - (2) こども家庭に関する有識者
 - (3) 教育に関する当事者
 - (4) 教育に関する有識者
 - (5) 関連分野の有識者
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員のうちから互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は市長が招集する。

- 2 委員長が必要あると認める時は、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども未来部こども政策課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 高山市子どもにやさしいまちづくり推進委員会設置要綱（平成15年12月11日決裁）は、廃止する。